

釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(薪ストーブ導入)交付要綱

(目的)

第1条 市内脱炭素先行地域において、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すとともに、省エネルギーの推進及び地域経済の循環を促進するため、住民や事業者が、住宅(事務所又は店舗等と兼用するものを含む。以下同じ。)や事業所に薪ストーブを導入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(脱炭素先行地域づくり事業)「『釜石版サステナブルツーリズム』がつなぐ地域脱炭素プロジェクト」(令和6年9月27日環境省選定)の対象とする地域をいう。
- (2) 薪ストーブ 次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 薪を燃料として使用するストーブであること。
 - イ 未使用品であること。
 - ウ 主たる材質が、鋼板製ストーブ又はこれらに類するものであること。
 - エ 本体に板厚4.5mm以上の鉄板を使用していること。
 - オ バッフル板を用いた二次燃焼構造であること。
 - カ 岩手県内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者等と工事請負契約等を締結して導入した又は導入するものであること。
 - キ 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令を遵守して導入する又は導入されたものであること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、脱炭素先行地域に住所を有する者又は事業所が所在する事業者であり、かつ、市税を完納している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、過去に同一住宅又は同一事務所において、薪ストーブの導入に要する経費として市の補助金を受けていない者に限る。

- (1) 当該年度に住宅又は事業所に薪ストーブを設置し、住宅においては自らが当該住宅に居住し、又は居住を予定している者
- (2) 当該年度に薪ストーブが既に設置された建売住宅を購入し、追加で薪ストーブを設置する者で、自らが当該住宅に居住し、又は居住を予定している者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助金額
薪ストーブを設置するために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。また、その他市長が特に必要と認める経費。	補助対象経費の3分の2に相当する額。ただし、1件当たり41万3,000円を上限とする。

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度1月31日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号の規定により所要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 設備設置工事に係る見積書又は工事請負契約書の写し(設備設置に要する経費の内訳が確認できる資料)
- (2) 設置(予定)場所の位置図
- (3) 設置(予定)箇所のフルカラー写真
- (4) 釜石市内に住所を有することを証明できるもの(住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カードの写し等)
- (5) 納税証明書

(届出事項)

第6条 補助申請者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出には、変更の内容が確認できる資料を添付するものとする。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度2月末日とする。

2 交付要領第10条第5号の規定により所要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 設置箇所のフルカラー写真
- (3) 補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し(請求書、注文書、納品書等)
- (4) 補助金振込口座の通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第8条 交付要領第14条の規定により要綱で定める、財産の処分の制限をする財産及びその制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。